

平成１８年１０月２０日（金）
午前９時５５分から１０時１３分
ホテル東日本宇都宮 ３階大和東

第５回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第5回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

・会長	佐藤 栄一			
・副会長	手塚 順一	手塚 照夫		
・委員	諏訪 利夫	山崎 守男	櫛淵 澄江	佐々木英明
	吉 郁夫	高梨眞佐岐	松田 仁一	宇梶 清夫
	江連 功	斎藤 勝	古橋 正好	福島 邦夫
	五月女伸夫	白坂喜美雄	須藤 貢	高橋 栄一
	平賀 貴子	南木 昭男	小島 俊一	中村 祐司
	沼田 良	福田 正男		

2 出席した事務局職員等

・事務局長	浜崎 道夫	・事務局次長	鈴木 治
・総務部会長	五井渕治夫	・総合政策部長	横松 薫
・行政経営課長	高井 徹	・政策審議室長	手塚 英和

3 議 事

- 報告事項
〔報告第8号〕 合併市町村基本計画について
- 審議事項
〔議案第52号〕 地域自治制度の取扱いについて
〔議案第53号〕 契約事務の取扱いについて
〔議案第54号〕 合併協定書について
- その他

午前 9 時 5 5 分 開会

事務局〔浜崎事務局長〕

定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、第 5 回宇都宮地域合併協議会を開会いたします。

本日の会議につきましては、副会長を含む委員 24 人中全員のご出席をいただいております。協議会規約第 8 条の規定に基づく、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。

佐藤会長

皆さん、おはようございます。第 5 回の合併協議会を迎えたわけでございます。本来でありますと、今日は調印式をすぐに執り行う予定でございましたが、前回の第 4 回で積み残した案件が 2 つございます。その案件を皆様方にご審議いただきまして、無事に調印の場に移行をしたいと思っております。

皆様方には忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。この合併につきましては、まさしく皆様方は井戸を掘った方々でございます。これから新宇都宮市の歴史がスタートするに当たって、そしてスタートをして、必ずや後世、皆様方のご苦労、そしてご協力、ご理解といったものは歴史のページに刻み込まれるものだと思っています。

そういう観点のもとでご協力をいただきながら、第 5 回でのご審議を行いまして、滞りなく調印式へと移行させていただくことを心からお願いいたしまして、冒頭のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

ここで、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

資料は全部で 5 部構成となっております。まず本資料、「第 5 回宇都宮地域合併協議会」の資料がございます。続きまして、「資料 1 - 1」、「資料 1 - 2」がございまして、クリップで留めてあるかと存じますが、「資料 1 - 1」が A 3 判の見開きとなっております。次に、「資料 1 - 2」として、「地域自治制度（案）【概要版】」でございます。次に、「資料 1 - 2」として、「地域自治制度（案）」という冊子が付いているかと存じます。次に「資料 2」といたしまして、A 4 の横長の冊子でございますが、「参考資料」、これは「議案第 53 号」の関連資料でございます。それと最後に分厚い資料がございますが、「資料 3」といたしまして、「合併協定書（案）」となっております。

もしございませんでしたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。あ

りがとうございました。

それでは，早速，会議に入らせていただきます。

会議の議長は，協議会規約第 8 条の規定に基づきまして，佐藤会長にお願いいたします。
よろしくどうぞお願いします。

議長〔佐藤会長〕

それでは，早速でございますが，会議を進めてまいります。

まず，会議次第 3 の「会議録署名委員の選任」をさせていただきます。本日の会議録署名委員でございますが，お二方，宇都宮市の佐々木英明委員と，上河内町の斎藤勝委員，お二人にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは，会議次第 4 の「報告事項」でございます。報告第 8 号「合併市町村基本計画について」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔手塚政策審議室長〕

それでは，報告第 8 号「合併市町村基本計画について」でございます。

資料の 1 ページをお開きいただければと思います。「合併市町村基本計画」について，県知事協議案に対する県知事からの回答をいただいております。恐れ入ります，2 ページをお開きいただければと思います。平成 18 年 10 月 10 日付によりまして、栃木県知事から当協議会会長あてに，「宇都宮地域合併協議会における合併市町村基本計画に係る協議について（回答）」をいただいております。

中身でございますが，「宇都宮市，河内郡上河内町及び同郡河内町の合併に係る合併市町村基本計画について，平成 18 年 10 月 2 日付で協議のありました件については，異議はありません。」との回答をいただいたところでございます。

なお，この回答によりまして，お手元の「資料 3」に付けてございますが，「宇都宮市・上河内町・河内町合併まちづくり計画」が固まったということになります。

以上，報告申し上げます。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項の説明がございました。「合併市町村基本計画について」でございますが，ご意見，ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ないようでございますので，報告第 8 号はご承認をいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ご異議がありませんので，報告第 8 号につきましては承認をいただいたものといたします。

次に会議次第の 5「審議事項」に入らせていただきます。

まず，議案第 5 2 号「地域自治制度の取扱いについて」，事務局の説明をお願いします。

事務局〔高井行政経営課長〕

「議案第 5 2 号 地域自治制度の取扱いについて」でございます。

前回の第 4 回の合併協議会におきまして，「特別職の設置」以外の部分につきましてはご了承いただき，本日は「特別職の設置」について議案として提出するものであります。

恐れ入りますが，「資料 1 - 1【概要版】」でございますが，これにつきましては，右側の枠の「第 3 制度の概要」の「1 地域行政機関」の中に，「エ 特別職の設置」として網かけをしたものが，新たに加えたものであります。

この中身につきましては，恐れ入りますが，「資料 1 - 2」でございます。7 ページをお開きいただきたいと存じます。「エ 特別職の設置」でございます。地域自治制度の早期の定着に向け，地域自治センターの長を支援するために，合併前の旧町を単位として一定の期間，特別職を設置いたします。「法的位置付け」につきましては，「非常勤の特別職」。「名称」につきましては，それぞれの地域の名称に冠した「参与」。それから「役割」につきましては，知識・経験を生かし，必要に応じ，地域行政機関の長を支援するという役割で，「地域住民の意見を踏まえての助言」，それから「地域調整に関する助言」，「市長への具申」等でございます。「設置期間・任期」につきましては，「設置期間は 4 年」，それから「任期は 2 年」でございます。

以上，説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

ただいまの「地域自治制度の取扱いについて」，事務局から説明がありましたが，この件につきまして，ご質問，ご意見等はございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

議案第52号は原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、議案第52号は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第53号「契約事務の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第53号「契約事務の取扱いについて」、ご説明いたします。

本資料4ページをご覧くださいと存じます。議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、一度読み上げます。

「契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。

ただし、平成19年から平成21年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする5,000万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。

なお、3年を経過しようとする平成21年度時点で、特に必要があると認められる場合においては、1年間を限度に延長することができる。」ことといたしました。

「契約事務の取扱い」につきましては、前回の協議会におきましてご審議をいただいたところでございます。しかしながら、「3年間の経過措置期間」について協議が整わず、今回まで継続審議となったところでございます。その後1市2町で、いろいろな場で協議をしてまいりました。その結果、本日改めてここに提案をさせていただいているものでございます。「契約事務の取扱い」につきましては、透明性、公平性の確保、あるいは業者間の競争性を高めるといった観点から、基本的には1つの自治体は1つの入札制度で実施することが適切であると考えてございます。

しかしながら、合併による急激な変化にも一定配慮する必要があるということなどから、経過措置期間を3年間としていたところでございますけれども、前回の協議会におきまして、「2町の地元業者の合併に対する不安を払拭するには4年間は必要である。」といった強い意見が出されたところでございます。先ほども申し上げましたが、その後1市2町間で、いろいろな場で改めて協議をしてまいりました結果、先ほどご説明いたしましたとおり、

なお書き以下，「１年間の延長」について文言を追加したところでございます。

なお，参考資料として「資料２」を添付してございますが，この内容につきましては，前回ご説明いたしましたものと全く変更はございません。説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたが，この「契約事務の取扱いについて」，ご意見，ご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

それでは，ほかにございませんので，皆様方にお諮りをいたします。

議案第５３号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ご異議がありませんので，議案第５３号は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして，議案第５４号「合併協定書について」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

「合併協定書について」，ご説明をいたします。

本資料の５ページをお開きいただきたいと思います。

議案第５４号「合併協定書について」。合併協定書については，次のとおりとする。

「合併協定書」として，「資料３」をご覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして，１ページをお開きください。「１ 合併の方式」をはじめとし，合併協定項目全４０項目について，本協議会におきましてご審議をいただき承認されました「調整の方向性」が記載されております。

２ページをお開きください。「９ 地域自治制度の取扱い」につきましては，本協定書の巻末に別冊としてとじ込んでございます。

次に４ページをお開きいただきたいと思います。「２０ 契約事務の取扱い」をご覧ください。この項目につきましては，ただいまご承認をいただきました内容を記載してございます。

次に９ページをお開きいただきたいと思います。「２２ 合併市町村基本計画」をご覧ください。先ほどご報告いたしました基本計画の内容につきまして、やはり別冊といたしまして巻末にとじ込んでございます。

右のページをご覧くださいと思います。「調印書」でございます。

「調印書。宇都宮市、上河内町及び河内町は、地方自治法第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例等に関する法律第３条第１項の規定に基づく宇都宮地域合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。平成１８年１０月２０日」というものでございます。

こちらに宇都宮市長、上河内町長、河内町長の署名、押印をいただきまして、次のページをお開きいただきたいと思います。立会人として、合併協議会の委員の皆様へ署名をいただくことになってございます。宇都宮市の委員の皆様。次のページをお開きください。上河内町の委員の皆様。次のページ、河内町の委員の皆様。次のページ、１市２町の共通委員の皆様、それぞれ署名をいただくということになってございます。この調印書は３部作成いたします。３部それぞれに署名をいただきたいと思います。

その後でございますが、先ほどお話し申し上げました「地域自治制度」及び「宇都宮市・上河内町・河内町合併まちづくり計画について」をとじ込んでございます。

「合併協定書について」は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、第５４号「合併協定書について」、皆様方にご意見等をいただきたいと思います。

過去に合併をされた市町村等の合併協定書の形式を踏襲したものでございますが、これでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、ご異議ありませんので、議案第５４号につきましてお諮りいたしますが、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、ご異議がありませんので、議案第５４号「合併協定書について」は原案のと

おり決定をさせていただきます。

以上で予定をした審議事項はすべて終了いたします。

次に、会議次第６の「その他」でございます。「その他」といたしまして、委員の皆様方からご意見あるいはご質問等がございますでしょうか。

それでは、よろしいですか。何もございませんようでしたら、「その他」を終了させていただきますと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご連絡を申し上げます。

この後のスケジュールでございますが、引き続き、１０時２５分からこの会場で合併協定調印式を開式いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、「第６回宇都宮地域合併協議会」の開催でございますが、平成１９年１月ごろ、「協定項目の調整の状況等」をご報告いたす予定でございます。また、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

事務局からの連絡事項が終わりました。ほかに何かございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、それでは、以上で第５回宇都宮地域合併協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

これまで委員の皆様方にも、数度にわたりご協議をいただき、また小委員会、幹事会でも様々なご意見をちょうだいいたしました。大変なご苦勞をおかけいたしましたことに、心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思います。この後、引き続き合併調印式を執り行いますので、なお、引き続いてのご協力を心からお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

以上をもちまして、第５回宇都宮地域合併協議会を閉会いたします。

なお、会場の準備の都合等がございますので、大変恐縮でございますが、合併協定調印式開式の１０時２５分まで、しばらくお時間が空きますけれども、ご休憩願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

午前 10 時 13 分 閉会

宇都宮地域合併協議会会議運営規程第7条第1項の規程により，署名する。

署名委員 佐々木英明

署名委員 有 藤 勝